

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年3月12日（月）午後1時13分頃、周南市大字八代の主要地方道徳山光線において、行政管理部行政管理課嘱託職員が運転する公用車が八代支所に向かって走行中、縁石に乗り上げる事故が発生した。

この事故により使用不能となった公用車のリース契約を、平成30年4月1日付けで解約した。

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥590,502-

2 専決処分の年月日

平成30年4月1日

(参 考)

事 故 状 況 図

